

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成26年12月8日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時26分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子

千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

針 谷 正 夫 大 阿 久 岩 人 大 武 真 一

永 田 武 志 小 堀 良 江 福 田 裕 司

欠席委員 渡 辺 照 明

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	赤羽根	正	夫
総務部長	松本		俊
危機管理監	高橋	一	典
理財部長	五十畑	恵	造
藤岡総合支所長	塚田		勝
監査委員事務局長	萩原		弘
消防長	関口	義	行
総合政策課長	小保方	昭	洋
地域まちづくり課長	天海	俊	充
秘書広報課長	高崎	尚	之
財政課長	杉山	知	也
総務課長	川津	浩	章
職員課長	名淵	正	己
情報推進課長	塚田		薫
危機管理課長	大橋	嘉	孝
管財課長	大塚	桂	三
市民税課長	萩原	雄	一
資産税課長	島田	隆	夫
藤岡総合支所税務課長	片柳	耕	一郎
選挙管理委員会事務局次長	平本		武
消防総務課長	小島		徹
議事課長	稲葉	隆	造

平成26年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成26年12月8日 午前10時開議 静和地区公民館

- 日程第 1 議案第126号 栃木市地域づくり推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第132号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第144号 字の名称の変更について
- 日程第 4 議案第145号 字の区域の変更について
- 日程第 5 議案第170号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第171号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第172号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第169号 市長の専決処分事項の承認について（平成26年度栃木市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 9 議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第126号 栃木市地域づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 皆さん、おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第126号 栃木市地域づくり推進条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページから21ページでございます。議案説明書につきましては、1ページでございます。

恐れ入りますが、まず議案説明書の1ページをごらんください。提案理由でございますが、身近な地域のまちづくりを推進し、住みやすく活力ある地域社会の実現を図るため、栃木市地域づくり推進条例を制定することについて、議会の審議をお願いするものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、本条例は新規制定でありますので、議案書にて説明させていただきます。議案書13ページをごらんください。13ページは条例の制定文でありますので、説明は省略させていただきます。

14ページをお開きください。第1条の目的であります。市民による身近な地域のまちづくりに関する取り組みを推進するため、必要な事項を定めることにより地域自治を推進し、もって住みやすく活力のある地域社会の実現に寄与することを目指すものであります。

次に、第2条では、条例で使用する地域と地域住民について、それぞれの定義を定めております。まず、第1項の地域につきましては、恐れ入りますが、19ページから20ページの別表第1をごらん

願います。地域自治組織を置く区域を栃木市内の8つの地域としたものであります。栃木地域を栃木中央地域、栃木東部地域、栃木西部地域の3つに分け、そのほかは合併前の旧町単位に置くものであります。

恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。第2条第2項の地域住民につきましては、自治基本条例の市民の定義同様に地域内に住所を有する人だけではなく、それぞれの地域内に在勤、在学する個人や事業者も地域住民としているものでございます。

次に、第3条では、地域の身近な意見を市政に反映するため、住民の代表組織として地域会議を設置するものであります。

第2項の地域会議の名称については、栃木中央地域では、栃木中央地域会議と地域の名称に会議をつけたものですので、別表第2の説明は省略させていただきます。

次に、第4条地域会議の役割でございます。第1項では、身近な地域のまちづくりに必要な事項のうち市長から意見を求められた事項、または地域会議が必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるというものでございます。

第2項では、この意見に対しては、市長は必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとしております。

次の15ページをごらん願います。第5条では、地域会議は市長が定める額の範囲内において、地域の身近な課題解決等のための事業計画を策定し、市長に必要な財政的措置を求めることができるというものであります。具体的には、地域会議から提案いただいた内容を所管課と協議し、策定した事業計画書に基づき翌年度の予算に反映するというものでございます。

次に、第6条の地域会議の組織ですが、第1項では委員定数を定めております。恐れ入りますが、21ページの別表第3をごらん願います。右側の欄には、それぞれの地域会議の定数を記載しております。委員定数については、地域により人口数に差があるため、現在の地域協議会の委員15名を基礎とし、人口数の割合により1名から3名をプラスした委員定数としたものであります。

恐れ入りますが、15ページにお戻り願います。第6条第2項の委員の委嘱については、公共的団体の推薦者、学識、公募といったおおむね現在の地域協議会と同じような組織を想定しておりますが、できるだけ若い方や女性を推薦、または選任いただく取り組みをしまいたいと考えております。

次に、第7条の地域会議の委員の任期等については2年とし、再任を妨げないものでございます。

第8条及び第9条については、会議の形態をあらわすものですので、省略させていただきます。

次の16ページをお開きください。中ほどの第10条では、地域会議に部会を設置することができるものとし、例えば環境保全、地域の安全といった分野別の2つから3つの部会において、地域課題の調査、研究を行うものであります。

次に、第11条では、地域会議の会長をもって組織する連絡調整会議を置くものとし、各地域の活

動の情報交換や全体の制度改善などに役立てるものであります。

次に、第12条のまちづくり実働組織の設立ですが、地域住民は地域の防災や安全、地域の美化や緑化など、さまざまな地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした活動に自主的に取り組む組織を設けることができるというものであります。

次の17ページをごらん願います。第13条のまちづくり実働組織の認定等ですが、まちづくり実働組織が市長の認定を受けることができるのは、第1号の地域内の多くの団体や個人の集まりで構成されていること、第2号の活動には自主的に取り組む組織であること、第3号の組織や活動の基本を定めた規約がつくられていることなど、第1号から第4号のいずれにも該当することを条件としております。

次に、第2項の認定手続については、規約や役員名簿、事業計画書など規則に定める必要書類を市長宛て提出していただきます。

次の第3項は、認定申込書の提出があったときは、各地域に置かれる地域会議の意見を聞いた上で、最終的には市長が認定するかどうかの判断をいたします。

次の第4項では、認定に際しては活動区域が重ならないことが条件となっております。

次の第5項では、代表者や規約を変更した場合の変更届け出について。

第6項では、認定基準に該当しなくなった場合などの認定の取り消しについてを規定しております。

次の18ページをお開き願います。第14条の認定まちづくり実働組織への助成ですが、組織を支援する助成につきましては、第1項はまちづくり実働組織を設立し、認定を受けようとするまちづくり実働組織には、その設立に要する経費を補助するというものであります。

第2項は、認定後のまちづくり実働組織に対する補助であります。1つは、地域活動計画を策定するための補助、2つ目は計画に基づく事業を実施するための補助、3つ目は組織運営経費に対する補助であります。

次の第15条では、地域会議と認定まちづくり実働組織は協力連携し、地域のまちづくりに当たるものと規定しております。

最後に附則であります。第1項として、本条例は平成27年4月1日から施行するというものでございまして、新たな地域自治制度の導入時期を定めるものであります。

次に、第3項及び第4項の条例の見直しであります。検討に当たっては市民の意向の把握に努め、施行の日から5年を超えない期間ごとに定期的な条例の見直し等を行うとしたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） この新たな地域の栃木中央地域とか栃木東部地域、いろんながありますが、栃木市というのを今後1つに醸成していくというふうなことになりますと、余り縛りというか、それを強くすると、何となく今までの町とかそういうのに、これを見ますと分かれているというような感じがするので、余り縛りというのを強くしないほうがいいかなと私は考えます。

それと、今後この学区の再編成とか、そういうようなのも考えなくてはならないと思うのですが、それに関してこれがいろいろな意味で影響は与えないのかどうか、その点お聞きしたいのですが。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） まず、1点目のこのような制度ができますと一体感の醸成に阻害要因とならないかというご質問でございますが、それぞれの地域が活性化することによって栃木市全体が発展するという考えのもと、新たな地域自治制度をつくったものでございますので、一体化の阻害要因等はないものかなというふうに思っております。

それと、よく言われます地域エゴが出てくるのではないかというご心配があるかと思うのですが、それにつきましては、各助成制度というのですか、そういったものはその地域に割り当てて行いますので、予算のとり合いみたいなものは出てこないのかなというふうに思っております。

2点目の学区に対する影響でございますが、各地域ごとにそれぞれの学校というのはでき上がっておりますので、地域の中での活動でございますから、学区については影響は及ぼさないのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 15ページ、第7条地域会議の委員ということで、説明の中で若い人、また女性を登用したいと。そのほかに、こういう委員会とかは、今までいろんな委員会見ていると、同じような人が相当入っているのです。職員さん見つけるのが大変かもしれないのですけれども、やっぱりもっと幅広く委員を探してもらいたいと思うのですけれども、その辺はどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 松本議員さんおっしゃられるように多くの会議で同じような方が出ていらっしゃるというのは、確かにあることだと思います。

現在の地域協議会の構成が、団体の推薦が9、学識が3、公募が3という形になっております。新年度からの地域会議の内容も同じような構成になってくるかと思っております。その構成の中で、できれば団体推薦におきましては、今までは会長さんであるとか、そういった方が大体出てくるが多かったのですけれども、できれば若い方を出していただく、もしくは女性の方をなるべく出して

いただくというような働きかけはしていきたいというふうに思っております。

また、まちづくりの関係でございますので、学識などはまちづくりに携わっている方など、元気のある方をできれば委員として選んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ新たな思いが強い人とか、いろんな人いると思うのです。そういう人を登用していただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 6条関係のちょっと関連でお聞きしたいのですが、この委員さんは15名が基本だと、あとは地域内の人口によって若干変えるのだということで、最大限18ということになっております。その割り振りが、先ほど松本委員がお聞きしたとおり9・3・3という割合、これが15になるわけですね。それで、多いところ、18人が予定されている栃木中央地域とか、16人とか、そういう地域あります。その場合にはどこを増員していくのか、その辺をちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） ただいまのご質問ですが、2つあるかと思えます。まず、団体のほうの推薦を多くして、公募と学識は同じ人数という考え方が1つ。それと、団体のほうは今と同じような構成で、学識もしくは公募を増やすということがあろうかと思えます。これについては、まだ内部で調整ができておりませんので、どちらがいいのかこれから検討しまして、公募の段階でそれを明らかにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） まだ決まっていないということでございます。やはり先ほど松本委員が言われたように、これからの新しい栃木市のまちづくりを進めていく上で、やっぱり若い方とか女性の方々、そういった方々に多く入っていただくような組織にしていきたい。これも要望でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 要望で。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） ただいまお二人のに関連ですが、やっぱり人選というのがとても大事だと。パブリックコメントのほうにも強く要望があつてこういうふうな形になったと思いますが、慎重にやっていただきたいという要望。

それから、まだ庁内のところで集約していないというところですが、そうするともう4月なもの

ですから、その人選がある程度のタイムスケジュールってとても大事ななと思いますので、そこら辺がわかればお願いしたいと思います。

もう一点は、一問一答。はい、ではお願いします。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 今ご質問のタイムスケジュールについてですが、1月20日付の広報に新たな地域制度の概要説明、2月号。また、3月号にもその後半として、2号続けて広報する予定になっております。公募につきましては、1月20日の広報と一緒に公募をかけていきたいというふうに思っております。ですから、それまでには委員の構成等については定まっていくということになります。3月には委員を決定をしまして、4月早い段階で委嘱をしまして地域会議が発足していくということになるかと思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） まだこの制度が熟知されていないというのが本当のところだと思いますので、広く広報をしっかりとっていただきたいと思っております。この制度は、本当に地域が住みやすく活力あるということで、非常に期待をしているところなのですが、防犯、防災、今いろいろな活動している人たちが今度は実働部隊としてまち全体の1つの組織にしてやるのだなということなのですが、初年度は実働組織の設立に当たって、そういう事務处理的なものがかわると思うのですが、そういうものに対して、初年度はそれだけに終わってしまって、実働が途切れるということは考えられないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） まちづくり実働組織のあり方というお話なのかと思うのですが、まずまちづくり実働組織の役割というのですか、そういったものがまず一つは地域内の各種団体のネットワーク化というものがあるかと思っております。今まで地域内で団体等で、一堂に会して地域内の課題や地域資源を生かすといったことを話し合ったことはなかなかないのではないかとということで、このまちづくり実働組織を通して、地域内でそういったものをまずネットワーク化によって話し合いをしていただくということが必要であろうと思っております。

そこで、何か地域内の活動は、資源を生かす活動とか、そういった目標みたいなものが見えた時点で、まちづくり実働組織というのは設立されていくものだというふうに考えております。ですから、組織ありきではなくて何をするか、何をすべきかというのを地域内で話し合っていくという、そういうことがまず大切であろうということを考えております。ですから、今議員おっしゃられた停滞というようなお話がありましたけれども、それは充電というようなことで地域内でそれを話し合うことも必要なのではないかなというふうに思っております。そういう見方をしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 地域会議の役割、そして実働部隊の役割がありまして、第15条で連携という簡単に書いてあるわけなのですけれども、この連携というものが、例えば実働部隊が組織ができましたと、こんなふうにやっていきたいというときに、その地域会議の中でそれらが審議をされ、そして市長のところに行くのか、それとも自由にやっていただいて、実働組織については連携という言葉ではあるのですけれども、その辺の具体的なイメージを教えてくださいたいと思います。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） ただいまのご質問、連携についてでございますが、一番の大きな連携につきましては、まちづくり実働組織が立ち上がったからのお話になりますが、互いの活動内容の共有というのですか、そういったものが必要ではないかなというふうに考えております。それは、地域内の課題の共有ということが必要であろうと。具体的には、年度当初に互いの事業計画の報告などをしたり、また年度の末には実績報告などを互いに話を報告をするというようなことを通して課題の共有というようなことが図られるのかなというふうに思っております。

そのほか連携については、まちづくり実働組織のあり方の検討というのを最初にしていただこうかなというふうに思っております。それは、地域会議の中で、その地域にはどのようなまちづくり実働組織が望ましいのかというのをまず話し合ってくださいということが必要かなというふうに思っております。その意見をもとに、まちづくり実働組織の準備委員会というようなものを立ち上げて、そこでまた集まっていた方にそれを話し合ってくださいということで、まちづくり実働組織はその地域においてどのような形態、あり方が望ましいのかということが活動、その後の組織のあり方をつくり上げることができるのかなというふうに思っております。

それと、まちづくり実働組織の認定に当たっては、地域会議の意見を聞いた上で市長が決めるということですから、これも連携に当たるのかなというふうに思っております。また、地域づくりのまちづくり実働組織が計画書をつくれますけれども、それについての地域会議が内容を審査するという働きもございますので、そういった連携もあるということで、地域会議とまちづくり実働組織はその地域で一体の活動ということになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） おぼろげながらわかるのですけれども、結局この地域会議というのが、市長があつて、地域会議があつて、その下部組織みたいなものという位置づけでよろしいのですか。もちろん実働組織という組織は、役割はあるのでしょうかけれども、そんなふうにイメージすればよろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 今ご質問の下部組織というような表現がございましたが、私どもで考えておりますのは、地域会議とまちづくり実働組織はあくまでも連携の関係でございまして、下部ということではございません。どちらかといいますと、並列ということになろうかと思えます。ただ、そうはいつでも、地域の一体的な活動というのが求められておりますので、地域会議がどちらかというまとめ役というようなことで位置していくのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第132号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第132号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は78ページから79ページであります。また、議案説明書は7ページから9ページであります。

初めに、議案説明書でご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の7ページをお開きください。議案第132号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

であります。提案理由でございますが、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編することとされた都市計画税の税率を統一するため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要であります。1として税率を100分の0.2とすること。

2として、平成27年度から平成29年度までにおける税率の特例を定めることとあります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

以上で議案説明書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、改正の内容につきましては、8ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。まず、第3条につきましては税率に関することですが、次のとおりを100分の0.2に改め、同条同項を削るとするものです。

次に、附則の第4項につきましては、特例措置に関することで新規課税の地域に配慮し、平成27年度から平成29年度まで税率について激変緩和措置の規定を設けるというものであります。

なお、議員研究会など課税対象区域については、これまで市街化区域とする考えを説明してまいりましたが、このことは現行の条例第2条に記されており、今回の改正の対象ではないということをご説明させていただきます。

新旧対照表での説明は以上であります。

次に、議案書でございますが、恐れ入りますが、議案書の79ページをごらんください。附則の施行期日でございますが、附則第1項によりこの条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

また、次の附則第2項につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上で説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第132号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第144号 字の名称の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第144号 字の名称の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は、124ページから127ページ、議案説明書は128ページ、129ページでございます。初めに議案説明書をごらんください。

提案理由でございますが、字の名称につきましては、合併に当たり旧5町に市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区を設置いたしまして、地域自治区の名称を付して住所としておりましたが、平成27年3月31日をもって設置期間が満了し、地域自治区が消滅いたしますと地域自治区の名称が住所から消える形になりますことから、期間満了後も引き続き同じ住所となるよう字の名称を変更するため議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の124ページをごらんください。議案第144号 字の名称の変更についてでございますが、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、125ページからの変更調書のとおり字の名称を変更するものとし、変更の期日につきましては、平成27年4月1日とするというものでございます。

変更の内容でございますが、125ページをごらんください。名称を変更する字につきましては、変更調書の変更前の欄に記載がございしますが、一番上の富田で申し上げますと、現在は地域自治区の大平町が付された大平町富田となっておりますが、地域自治区の消滅に伴い来年の4月には富田に戻ることになりますので、市民の皆様の混乱を招かぬよう、富田を大平町富田というふうに変更いたします。以下同様に、変更前の欄に記載がございする字につきまして、それぞれ地域自治区の名称を付した字名に変更いたしたいというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第144号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第145号 字の区域の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第145号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は128ページから130ページ、議案説明書は130ページから138ページでございます。初めに、議案説明書をごらんください。

提案理由でございますが、平成19年9月に事業認可がありました栃木藤岡バイパス下皆川富田土地区画整理事業の施行の結果、事業実施後の現況に符合しない字の区域が生じたため、字の区域を変更することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案説明書の133ページをごらんください。こちらは、今回字の区域を変更する栃木藤岡バイパス下皆川富田土地区画整理事業区域の位置図でございまして、ごらんのとおり本事業は大平地域の市街化区域の北に位置し、JR両毛線と東武日光線に挟まれた区域を対象に実施しているものでございます。

恐れ入ります。次に、議案説明書の向きを変えていただいた上で、134ページをごらんください。こちらの図面は、大字と字の区域変更平面図でございます。着色してある部分が、今回大字及び字の区域を変更する土地になります。

続きまして、大字の区域の変更についてご説明いたしますが、ページが見開きになっておりませんでしたので、まことに申しわけございませんが、本日お配りしたA3の図面をごらんください。上の図面が変更前、下の図面が変更後の状況をあらわしております。凡例でございますが、変更前の図面では黒の一点鎖線で大字界を示しております、変更後の図面では新たな大字界を赤の一点鎖線で示しております。上の図面の左側に薄い黄土色の富田の区域がありますが、右下に細長く伸びている部分があります。下の図面では、東西の線が南にずれまして、細長い部分が東にずれて大字界が新しい区域の形状に符合するようになるというものでございます。

恐れ入ります。もう一枚のほうの図面をごらんください。やはり上の図面は変更前、下の図面は変更後の状況をあらわしております。凡例でございますが、変更前の図面では黒の破線で字界を示しております、変更後の図面では新たな字界を赤の破線で示しております。例えば変更前の図面の右側に青色で字上寺前とありますが、この区域を字一丁田に変更いたします。このことによりまして、字上寺前と字一丁田の字界がJRの線路際となりまして、字界が新しい区画の形状に符合するようになるというものでございます。このほか、図面右下の字一丁田の細長く伸びた部分、図面中央の字寺前、図面左の字長橋、字石川など合計17カ所の字の区域の整備された区画形状に合わせて変更し、字界が新しい区画の形状に符合するようになりたいというものでございます。

恐れ入ります。続きまして、議案書の128ページをごらんください。議案第145号 字の区域の変更についてでございますが、地方自治法第260条第1項の規定に基づき別紙変更調書のとおり字の区域を変更するものとし、その変更の期日を地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項で定める換地処分の公告の日の翌日とするというものでございます。

続きまして、129ページ、130ページがその内容でございます。字を変更する土地につきましては、変更調書の変更前の欄をごらんください。一番上でございますが、大字下皆川字長橋の土地のうち、地番欄に記載の土地につきまして、大字及び字名を大平町富田字石川に変更するというものでございます。

なお、変更後の大字の欄に大平町が付してありますのは、換地処分の予定が平成27年4月以降であることから、先ほどの議案第144号 字の名称の変更についての内容を反映したものであります。以下同様に、変更前の大字及び字に属する土地のうち地番欄に記載の土地につきまして、変更後の大字及び字の欄に記載のように変更いたしまして、それぞれの字の区域を区画整理事業実施後の新しい区画形状に符合するよう変更いたしたいというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 質疑ではないのですけれども、要望ということで、この後いろんな地籍調査等が行われたり、岩舟町もそうですけれども、字をこの場合には変更ですから問題ないと思うのです。字には、もう平安時代からの小字名というのは歴史があるものですから、そういう意味ではこのことについては問題ありませんけれども、字を変更するというようなときには、その歴史性とか地域性というものをぜひ市当局の判断の中に入れていただきたいということで、このことについては別に私は異議は申し上げておりませんが、要望ということでお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 今の意見は、要望ということでよろしくお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 千葉でございます。特に内容についてのあれはないのですけれども、これによって何かほかのものに影響するとか、該当するところにいらっしゃる、あるいは持っている方に影響が何か出るというものはあるのかないのかだけ教えてください。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 今回変更する場所につきましては、住宅とか事業所もございませんので、特に影響はございません。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第145号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第145号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第170号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程いただきました議案第170号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、追加議案説明書の1ページをごらんください。追加議案説明書となります。

提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、本年の国家公務員の給与改定につきましては、民間給与との格差是正のために行う平成26年度の給与改定のほか、地域間及び世代間の給与配分見直しのため給与制度の総合的見直しがなされております。

1の栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、平成26年度の給与改定によるものでございまして、本年4月1日にさかのぼって適用することとしております。内容につきましては、(1)通勤手当につきまして、自動車等の使用距離区分に応じた支給月額を引き上げること。

(2)勤勉手当につきまして、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員につきましては、100分の15、再任用職員につきましては、100分の5引き上げますとともに、給料が1.5%減額されております55歳を超える特定職員の勤勉手当につきまして、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。

(3)行政職給料表の給料月額を引き上げること。

(4)消防職給料表の給料月額を引き上げることとでございます。

次に、2の栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、給与制度の総合的見直し等によるものでございまして、平成27年4月1日施行としております。内容につきましては、(1)地域手当に係る規定を加えること。

(2)単身赴任手当につきまして、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離区分に応じた加算額の限度を引き上げること。

(3)管理職員特別勤務手当につきまして、管理職員が災害への対処、その他の臨時、または緊急の必要により、平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合におきましても、支給することとすること。

(4)勤勉手当につきまして、年間の支給割合を変更することなく6月期及び12月期の支給割合を均等にいたしますとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当につきまして、その減ずる額の算定に係る割合を改めること。

(5) 再任用職員に単身赴任手当を支給することとする。

(6) 55歳を超える特定職員の給料月額等の減額支給の期間を平成30年3月31日までの間とすること。

(7) 行政職給料表の給料月額を引き下げること。

(8) 消防職給料表の給料月額を引き下げることです。

(9) 規定の整理を行うことです。

次に、3の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第3条関係につきましては、平成26年度の給与改定によるものでございまして、本年4月1日にさかのぼって適用することとしております。内容につきましては、(1) 期末手当につきまして、12月期の支給割合を100分の15引き上げること。

(2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。

(3) 任期付職員給料表の給料月額を改めることです。

次に、4の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第4条関係につきましては、給与制度の総合的見直し等によるものでございまして、平成27年4月1日施行としております。内容につきましては、(1) 期末手当につきまして、年間の支給割合を変更することなく、6月期と12月期の支給割合を均等にすること。

(2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き下げること。

(3) 任期付職員給料表の給料月額を引き下げることです。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の4ページと5ページをごらんください。

左のページが現行、右のページが改正案となります。なお、今回の改正に伴い、また今回の改正に合わせまして、引用条項の改正及び条文の整理を行っておりますが、運用上特に変更がないものにつきましては説明を省略させていただきます。

まず、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、平成26年度の給与改定によるものでございます。

第10条第2項第2号の改正につきましては、自動車等の使用距離区分に応じまして、通勤手当の支給額を100円から7,100円引き上げるものでございます。

次に、6ページと7ページをごらんください。第17条の4第2項の改正につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給割合を再任用職員以外の職員は100分の15、再任用職員は100分の5引き上げるものでございます。

附則第33項の改正につきましては、給与の減額支給措置の対象となっております55歳を超える特定職員の12月に支給する勤勉手当につきましては、支給割合が引き上げられますことから、減額する額の算定に係る割合も引き上げるものでございます。

次に、10ページから17ページに記載の別表第1、行政職給料表及び18ページから25ページに記載の別表第2、消防職給料表につきましては、各給料表に定める給料月額を若年層に重点を置きまして、平均で0.3%引き上げるものでございます。

次に、26、27ページをごらんください。栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、給与制度の総合的見直し等によるものでございます。第2条第1項の改正につきましては、職員の勤務に対する報酬のうち給料以外のものとして地域手当を加えるものでございます。

第9条の2につきましては、地域手当に関する規定を新たに加えるものでございまして、地域手当の月額は給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に第2項第1号から第7号に定める級地ごとの割合を乗じて得た額とし、支給する地域は規則で定めるというものでございます。

なお、栃木市の地域内に勤務する職員につきましては、第2項第7号の7級地となりまして、100分の3を支給することとなります。また、他の地域に派遣しております職員につきましては、派遣先の地域が第1号から第7号の級地に該当した場合は、それぞれの割合を支給することとなります。

次に、28、29ページの中段をごらんください。第10条の2第2項の改正につきましては、単身赴任の基礎額を7,000円引き上げますとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて加算する金額の限度額を2万5,000円引き上げるものでございます。

次に、30、31ページの下段をごらんください。第16条の改正につきましては、勤務1時間当たりの給与額を算出する際の計算の基礎に給料に対する地域手当の額を加えるものでございます。

次に、32、33ページをごらんください。第16条の3の改正につきましては、時間外勤務手当の支給がされない管理職員が臨時、または緊急の必要により平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合におきましても、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において、管理職員特別勤務手当を支給するというものでございます。

第17条の改正につきましては、34、35ページの中段に記載のあります第4項及び第5項となりますが、期末手当及び期末手当の役職加算額を算出する際の基礎額に地域手当を加えるものでございます。

第17条の4の改正につきましては、勤勉手当を算出する際の計算の基礎に地域手当を加えますとともに、第1条関係の改正におきまして、12月期の勤勉手当の支給割合を引き上げることによりまして6月期と12月期の勤勉手当の支給割合が異なることとなりますことから、来年度以降6月期と12月期の勤勉手当の支給割合を、年間の支給割合を変更することなく均等にするものでございます。

第17条の5の改正につきましては、再任用職員に対しましても単身赴任手当を支給することができるよう改めるものでございます。

第17条の6の改正につきましては、支給方法を規則で定める手当の一つとして地域手当を加えるものでございます。

第18条の改正につきましては、休職中の職員に給与を支給する際にも地域手当を支給するというものでございます。

次に、38、39ページの中段をごらんください。附則の改正となりますが、第30項の改正につきましては、今回の改正によりまして、50歳代後半層に重点を置きました給料月額の上上げが行われることとなりますことから、55歳を超える特定職員の給与の減額支給措置は、給与制度の総合的見直しが完了いたします平成30年3月31日までとするものでございます。

また、第2号につきましては、特定職員に支給いたします地域手当につきましても、給料に対する部分につきましては、他の給与と同様に100分の1.5を減額するというものでございます。

第3号の期末手当、40、41ページに記載のあります第4号の勤勉手当、第5号の休職者の給与につきましては、特定職員の給与から減額する額を算出する際の計算の基礎に地域手当を加えるものでございます。

次に、42、43ページをごらんください。第32項の改正につきましては、特定職員の勤務1時間当たりの給与額を算出する際の計算の基礎に地域手当を加えるものでございます。

第33項の改正につきましては、今回の改正によりまして、勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を均等にいたしますことから、特定職員の勤勉手当を減額する際の割合も6月期と12月期とで均等にするものでございます。

次に、44ページから51ページに記載のあります別表第1、行政職給料表及び52ページから59ページに記載のあります別表第2、消防職給料表につきましては、各給料表に定める給料月額を50歳代後半層に重点を置きまして、平均で2%引き下げるものでございます。

次に、60、61ページをごらんください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第3条関係につきましては、平成26年度の給与改定によるものでございます。

第10条第2項の改正につきましては、高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者として採用する特定任期付職員の12月期の期末手当の支給割合を100分の15引き上げるものでございます。

別表第1の特定任期付職員給料表及び別表第2の任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員に準じまして給料月額を改めるものでございます。

次に、62、63ページをごらんください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第4条関係につきましては、給与制度の総合的見直し等によるものでございます。

第10条第2項の改正につきましては、これまで6月期と12月期の期末手当の支給割合が異なっておりましたが、来年度以降年間の支給割合を変更することなく均等にするものでございます。

別表第1の特定任期付職員給料表及び別表第2の任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員に準じまして給料月額を引き下げるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、追加議案書の5ページをごらんください。こち

らは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の6ページをごらんください。改正文であります、第1条から第4条までの本則につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、24ページの下段をごらんください。施行期日等でございますが、第1条第1項につきましては、この条例は公布の日から施行するというものでございます。ただし、給与制度の総合的見直し等に関する規定は、平成27年4月から施行するというものでございます。

第2項につきましては、平成26年度の給与改定に関する規定は、本年の4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条につきましては、給料表と異なった給料月額を受けている特定任期付職員の平成26年度の給与改定後の給料月額は規則で定めるというものでございます。

第3条につきましては、平成26年度の給与改定に伴いまして、昇格した際の号給に不均衡が生じるときは、必要な調整をすることができるというものでございます。

第4条につきましては、平成26年度の給与改定によりまして、本年4月1日にさかのぼって給与が引き上げとなりますが、既に支払い済みの給与があるため、その分は給与の内払いとみなすというものでございます。

次に、26ページをごらんください。第5条につきましては、給料表と異なった給料月額を受けている特定任期付職員の給与制度の総合的見直し後の給料月額は、規則で定めるというものでございます。

第6条につきましては、給与制度の総合的見直しによりまして、昇格した際の号給に不均衡が生じる場合は必要な調整をすることができるというものでございます。

第7条につきましては、給与制度の総合的見直しの経過措置といたしまして、見直しにより給料月額が引き下げとなる職員には、見直しが完了する平成30年3月31日までの間給料月額のほかに見直し前の給料月額との差額を給料として支給するというものでございます。

第8条につきましては、特定任期付職員に支給する業績手当、ボーナスのようなものでございますが、を算出する際の計算の基礎に第7条の規定による差額を含めるというものでございます。

第9条につきましては、給与制度の総合的見直しに当たりまして、激変緩和のためにとられる経過措置の原資を確保するため、平成27年1月1日の昇給を1号給抑制するというものでございます。

第10条につきましては、給与制度の総合的見直しの経過措置といたしまして、地域手当の支給や単身赴任手当の引き上げを3年間かけて段階的に行うことができるように条例に定められた範囲内におきまして、支給割合や金額を規則で定めることができるようにするものでございます。

なお、本市の地域手当の支給割合は100分の3とされておりますが、来年度につきましては100分の1の支給を予定しております。

第11条につきましては、規則への委任規定となります。

第12条の外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正及び第13条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、派遣した職員に支給する給与に地域手当を加えるものでございます。

第14条の栃木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、減給処分を行った際に給料に対する地域手当も減額するというものでございます。

第15条の栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正及び第16条の栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正につきましては、部分休業を取得した職員の給与を減額するに当たりまして、1時間当たりの給与を算出する際の計算の基礎に給料及び管理職手当に対する地域手当の額を加えるというものでございます。

次に、30ページをごらんください。第17条の栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び第18条の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、今回の条例改正等に伴いまして、引用条項を改めますほか、条文の整理をするものでございます。

第19条の栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、技能労務職員につきましても地域手当を支給することができるよう、地域手当に係る規定を加えるものでございます。

次に、32ページをごらんください。第23条の改正につきましては、技能労務職の再任用職員につきましても単身赴任手当を支給することができるように改めるものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 大体本会議の質疑の中で内容はほぼ理解はできたのですが、1年だけ給与が引き上げられて、その後3年間引き下がっていくと。その間を3年間補填をするという説明があったのですが、その引き下がる大きな理由というのは、どういう理由なのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 平成18年の給与構造改革によりまして、それまでは全国の民間の平均、民間賃金の平均を基礎に定めておりましたが、それを4.8%平均で引き下げることにによりまして、全国のうち低い地域の給料分に合わせました。要するに公務員の給料につきましては、全国のうち低い地域の給料を基礎として定めている。今回人事院が行った調査によりますと、さらに2%ほど民間賃金の低い地域と比べますと職員の給料が高いということになりまして、2%引き下げるこ

になったものでございます。また、全体的な引き下げを行いますので、民間賃金の高い地域につきまして地域手当で補填しているわけでございますが、その辺につきましても支給割合を引き上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） なかなか理解できないところがあるのですけれども、この地域手当の中で栃木市は7級地で100分の3であるということなのですが、ほぼ栃木市ではこの地域の民間事業とか物価とかというのはほぼ平均であるという捉え方でよろしいのでしょうか。この100分の20とかありますよね。それに比較すると100分の3ということなので、比較的平均に近いという捉え方でよろしいかどうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） お答え申し上げます。

今回給料が2%引き下がりにまして、地域手当が3%つくということでございますが、地域手当につきましては、厚生労働省の調査で民間賃金を調査いたしました際の全国の平均のレベルを100といたしまして、これまで95以上の地域に支給されておりました。それが今回給料が2%引き下がることによりまして、93以上と改定されたことによりまして、栃木市も該当したということでございますが、今までと基本的な部分で、給料が2%下がって、手当が3%上がっているという部分の中では給料自体は若干は上がりますが、今までと同じような地域であるというような考えをしております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） さまざまな改定がされていて、全体的には今大川さんのほうから質問されたような状況なのですけれども、その中で私がちょっと興味を持ったというのは、通勤手当のガソリン代のところなのです。これは、いい方向に変わるというふうに理解をしているのですけれども、考え方をちょっと教えてほしいと思っているのです。というのは、いろんな意味で民間に倣うというところが文書の中には出てくるのですけれども、民間の場合はほとんど公共機関を使っても、車を使っても、通勤手当というのは100%出るというものなのですけれども、どうも公務員の場合は、そういうものは公共機関の場合は100だけれども、どうもガソリン代はそうではないという感じで受け取っているのですけれども、今回の例えばこの4,100円のところが4,200円になるという部分で、費用として100のところ、今までは65だったけれども、今度はそれが何%になるのかとかいう数字はどういうふうに検証されているのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 通勤手当は、国家公務員に準じているという中で、非課税の限度額が距離に応じまして定まっております。おおむねそれに準じた形で、若干それよりも低い形で定められているということでございまして、キロ当たり幾らというような定め方ではないというところがございます。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） そういう制度だということになると、もうやむを得ないのですけれども、今回のこの通勤手当、ガソリンの部分のところで市の負担というのは全く同じ条件で、上げる前と後ではどれぐらいの負担が違うか教えてください。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 通勤手当の引き上げ分でございしますが、職員全体で本年度分といたしまして486万2,000円と推計しております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私、基本的なことを聞きたいのですが、この追加議案書の7ページなのですが、ここに職務の級ということで1級から8級まであります。その下に今度は、号給が最大限百二十幾つまであるのですか、この辺のことをお伺いしたいのですが、全く私こういったものに今までタッチしていなかったものですから、お聞きします。

この1級から8級、これは職務の級ということで説明書きありますけれども、基本的にはどういった級がこの1級であって、多分8級が部長さん級だと思うのですが、その辺ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 恐れ入りますが、追加議案説明書の10ページをごらんいただきたいと思っております。

ただいまご質問がありましたとおり、職務の級が1級から8級まで付されております。1、2級につきましては、主事あるいは技師という職務となります。3級が主任、4級が主査と係長、5級が副主幹、6級が課長補佐あるいは支所長補佐等、名称は幾つかありますが、課長補佐級となります。7級が参事、課長、それと主幹となります。8級につきましては、ただいまご質問にもありましたが、部長級ということになります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ありがとうございます。そうしますと、ここに号俸が、その下に今度は号給が出ているのですが、これ年齢によっても違うと思うのですが、この号給というのは1年にど

のぐらい号給が上がっていくのかという素朴な質問をさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 昇給につきましては、給料表を見ていただきまして、6級以下、課長補佐以下につきましては、1月1日に4号給ずつ上がります。課長以上につきましては、3級という形になります。ただし、55歳以上の職員につきましては、昇給が全くしないという形になっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ありがとうございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第170号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第170号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時21分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎議案第171号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 日程第6、議案第171号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第171号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は、追加議案書の33、34ページ、議案説明書は追加議案説明書の65ページから67ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、追加議案説明書の65ページをごらんください。

提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、栃木市長等の期末手当を改定するため栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度分でございます、期末手当につきまして、12月期の支給割合を100分の15引き上げるものでございます。

2の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、上記1の改正により12月期の勤勉手当の支給割合のみ100分の15引き上げとなりますが、来年度以降につきましては、引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り振ることができるよう6月期の支給割合を100分の7.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の7.5引き下げるものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の66、67ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正第1条関係につきましては、第4条第2項におきまして、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の15引き上げ、100分の155から100分の170に改めるものでございます。

続きまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、第4条第2項におきまして、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の7.5引き上げ、100分の140から100分の147.5に改めるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の7.5引き下げ、100分の170から100の162.5に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、追加議案書の33ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、34ページをごらんください。改正文でございますが、第1条及び第2条につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明をさせていただきます。

まず、施行期日等でございますが、第1項といたしまして、第1条の本年度分につきましては、公布の日から、第2条の来年度以降分につきましては、平成27年4月1日から施行するという内容でございます。

また、第2項といたしまして、第1条の本年度分につきましては、本年の4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

次に、給与の内払いでございますが、第3項といたしまして、本年度の給与につきましては、本条例が交付される前に現行の条例に基づきまして支給することとなるため、条例の公布前に支給した給与につきましては内払いとみなすというものでございます。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 当初一般職の引き上げという、改正という人事院勧告があったと聞いておりますけれども、特別職にまで及んだというその大きな理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） お答えを申し上げます。

まず、人事院勧告につきましては、一般職の国家公務員のみではなくて、特別職の国家公務員に対しましても、同様の内容でなされていると申しますか、対象が両方ともになっております。

市長とあるいは議員の皆様の期末手当につきましては、特別職の国家公務員、具体的に申し上げますと、内閣総理大臣や国務大臣ということになりますが、それに準じてこれまでも改定を行ってきたという経緯がございますので、今回につきましても、それに準じて改定をさせていただきたいというものでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） では、当初から同時にそれは出されたという、人事院勧告が出されたということではよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 同時にと申しますか、区別なく人事院勧告は両方に適用されるということでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） これまでもよく議会に人事院勧告に基づいてという改定が出てくるのですが、果たして人事院勧告が出たから、それに従わなければならないのかどうかというのは、違うというふうに私は考えているのですが、その人事院勧告に対しての考え方というのは、お聞かせいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 具体的には、人事院勧告に基づく国家公務員に準じているという形になるわけですが、地方公務員法におきまして、地方公務員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、並びに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされておりまして、また、人事院勧告につきましては、生計費及び民間事業の賃金を調査の上、これを考慮して国家公務員の給与に関して勧告がなされるものでありますことから、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、職員の給与改定を行えば、地方公務員法の趣旨に沿った給与とすることができるという考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いえ、生活給であったり、それを保障するという意味では当然そうだと思います。しかしながら、今後将来自治体の財政状況が厳しくなった場合ということも想定、今後されるわけですが、そういったときには、では勧告が出されたからといって、やはり自治体がそれに従うということは、これ不可能になる事態も起きてくるのではないかと、そのように考えますけれども、そういった事態が起きるといっても想定されると思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） お答え申します。

短期的には、これまでもそうであったわけですが、昨年度の給与の引き下げがあったのを皆さん記憶にあるところであると思いますが、そのような場合に、もともとの金額は変えずに特例条例で減額支給の措置をとってまいりました。ということで、大もとの条例をそのときそのときで変えていってしまいますと、何の基準もない定めになってしまいますので、大もとはそのままにしまして、今ご質問がありましたように市の財政状況等により減額が必要な場合には特例条例をもちまして議会のほうにお諮りをさせていただくようになると考えております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第171号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第171号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第172号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第172号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第172号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は、追加議案書の35、36ページ、議案説明書は追加議案説明書の69ページから71ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、追加議案説明書の69ページをごらんください。

提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度分でありまして、期末手当につきまして12月期の支給割合を100分の15引き上げるものでございます。

2の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、上記1の改正によりまして、12月期の勤勉手当の支給割合のみ100分の15引き上げとなりますが、来年度以降につきましては、引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り振ることができるよう6月期の支給割合を100分の7.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の7.5引き下げるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の70、71ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、第6条第2項におきまして、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の15引き上げ、100分の155から100分の170に改めるものでございます。

続きまして、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、第6条第2項におきまして、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の7.5引き上げ、100分の140から100分の147.5に改めますとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の7.5引き下げ、100分の170から100分の162.5に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、追加議案書の35ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の36ページをごらんください。改正文であります。第1条及び第2条につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明を申し上げます。

まず、施行期日等でございますが、第1項といたしまして、第1条の本年度分につきましては公布の日から、第2条の来年度以降分につきましては平成27年4月1日から施行するというものでございます。

また、第2項といたしまして、第1条の本年度分につきましては、本年の4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

次に、期末手当の内払いでございますが、第3項といたしまして、本年度の期末手当につきましては、本条例が交付される前に現行の条例に基づきまして支給することとなるため、条例の公布前に支給した期末手当につきましては、内払いとみなすというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 金額等については、前回の質疑の中でお伺いしましたので、それは了解をしております。我々に関する事ということでございますが、栃木市の財政状況、それから非正規雇用の人たちがたくさんいる中で、果たしてこれを賛成していいのかどうかと非常に疑問があることも正直なところございます。しかしながら、こうして上程されてしまっているということなので、今後そういう人事院勧告があつて、特別職に関しても引き上げるということがなされた場合にはきちんと議会の中で議論をさせていただきたい、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 十分な時間がとれるよう配慮してまいりたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第172号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがって、議案第172号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第169号 市長の専決処分事項の承認について（平成26年度栃木市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額の読み上げにつきましては、省略していただいて結構です。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第169号 市長の専決処分事項の承認についてご説明いたします。

本件は、衆議院議員総選挙の実施に伴い、一般会計補正予算を専決処分をしたため、その承認をいただくものであります。別冊の専決処分書の1ページをごらんください。

平成26年度栃木市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,601万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727億7,026万1,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。2ページが歳入、3ページが歳出となっております。なお、内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。5ページは歳入、次の6、7ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入について説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。15款3項1目5節衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金は、補正額7,601万円の増額であります。説明欄の衆議院議員総選挙及び最高

裁判所裁判官国民審査費委託金につきましては、平成26年12月14日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県からの委託金であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き歳出についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。2款4項6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、補正額7,601万円の増額であります。説明欄の臨時職員共済費につきましては、衆議院議員総選挙等の実施に伴い、新たに委任をした臨時職員1名分の社会保険料であります。

次の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費であります。投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所11カ所と投票当日の投票所86カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の郵便料は、投票所の入場券約8万5,000枚分の郵送料であります。

次の選挙公報等折り込み手数料は、選挙公報を新聞各紙へ折り込むための手数料であります。

次の電算処理委託料は、投票所入場券の作成委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料は、公営ポスター掲示場591カ所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の仮設期日前投票所等借上料は、大平、藤岡及び都賀総合支所の庁舎前に設置するプレハブの期日前投票所のリース料であります。

次の選挙事務用備品購入費は、投票用紙読み取り分類機及び選挙システム用プリンターの購入費であります。

以上のほかに、選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当等3,604万5,000円、投開票に係る事務用品代178万4,000円、投開票所で使用するコピー機及び机等の借上料175万8,000円などの費用が含まれております。

以上をもちまして、平成26年度一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。

これでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括して質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 11ページなのですけれども、非常に衆議院議員の投票率が上がっていないと

いうことで、今回広報車による期日前投票のお願いと、14日に対する投票のお願いの広報車は出しているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 選挙公報については、毎日1台なのですけれども、どちらかの地域を回っていますので、栃木市は地域が広いですから、なかなかちょっと聞けないかもしれませぬけれども、毎日回しております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市の場合は、2区、5区、4区と分かれていますので、1台というのではなくて、最低3台ぐらい連携でうまくやっていただきたいと思うのですけれども、無理ですか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 今回の選挙は、本当に突然だったものですから、準備が間に合わない状態でやっておりますので、ちょっとこれから増やすというのはできないので、車もないですし、申しわけありませんが、今回はこれで勘弁していただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、要望として。いつ選挙があるかわからないですから、ある程度準備をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 11ページなのですが、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費というふうなことになっているのですが、衆議院議員選挙はなじみがあってわかるのですけれども、その次の最高裁判所裁判官国民審査というふうなことですけれども、たまにあるように記憶はしているのですけれども、これはどういう、漠然的にはちょっとわかるのですが、どういうふうなものなのか、そしてこれを市民に知らしめるべく何か手だてというのを講じているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 裁判官の国民審査については、最高裁判所国民審査法というのがありまして、これは衆議院議員選挙のときに必ず行うものというふうに決まっております。最高裁判所の裁判官というのは15人いますけれども、就任順に選挙があったときに、前の選挙で信任された人はもうやらない、次にその選挙があるまでの間になった人をやるという、そういう決まりがございます。その啓発につきましては、一応今回青い色でとち介の絵が入ったチラシは新聞折り込みでやらせていただきましたが、そのようなことで周知してまいりたいと思っております。あと、投票所の入り口に裁判官の投票の仕方が書いてありますので、それをごらんいただきたいと

思います。

よろしく願いいたします。

○副委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 11ページの歳出なのですけれども、確認ですが、当日投票所八十数カ所とおっしゃいましたけれども、自治公民館を借り上げてやられるとは思うのですけれども、その借上料についての規定とかはあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 民間の施設を借り上げた場合には、お礼として2,000円のクオカードをお返しに払っております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） クオカードですか、現金ではないのですか。自治公民館の使用料というのは公民館で決まっていると思うのですが、その使用料について伺いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 使用料が決まっているところにつきましては、その規定どおりにお支払いをしております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようで……。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 確認だけをさせていただきたいと思います。今回の衆議院総選挙、先ほど松本委員からあったように、2区、4区、5区と本市には3つの投票区があります。開票に関しては、何カ所かに分かれて開票作業をするということによろしいですか。その確認をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 開票につきましては、2区と5区が西方の総合文化体育館、4区につきましては、大平の体育館でやらさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 2カ所で開票事務を行うということでございます。今回最高裁判所裁判官の国民審査もあるということで、開票事務が深夜に及ぶということも予想されます。大変寒い時期ですので、開票事務に当たる職員の方が苦勞されると思うのですけれども、暖房のほうはどのように考えているか確認をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 西方の総合文化体育館は、暖房設備がございます。大平の体育館につきましても、レンタルで暖房機を借りましたので、それに対応したいと思っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そういうことで、対応していただいております。職員の方々も深夜に当たる寒い時期ですので、体調管理に気をつけていただくように、そういった要望をさせていただきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第169号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第169号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額の読み上げにつきましては、省略していただいております。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明いたします。

別冊の補正予算書の3ページをごらんください。議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,055万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ730億480万2,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は第2条、継続費の変更は第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費は、第3条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表、繰越明許費によるというものであります。

債務負担行為の補正は第4条、債務負担行為の追加は第4表、債務負担行為補正による第2項、債務負担行為の変更は第5表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は第5条、地方債の変更は第6表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正変更及び第3表、繰越明許費につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正追加につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

右側9ページの第5表、債務負担行為補正変更であります。平成26年度県議会議員選挙における仮設期日前投票所賃貸借につきましては、新たにショッピングセンターに期日前投票所を設置するために限度額を24万2,000円増額しまして、100万円に変更させていただくものであります。

10ページをお開きください。第6表、地方債補正変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。記載の目的欄にあります保育所施設整備事業につきましては、記載の限度額を1億7,800万円増額しまして、4億2,380万円に変更させていただくものであります。

次の道路維持事業につきましては、記載の限度額を780万円増額しまして、9,790万円に変更させていただくものであります。

次のまちづくり事業（道路）につきましては、限度額を210万円減額しまして、3,680万円に変更させていただくものであります。

次のまちづくり事業（公園）につきましては、限度額を760万円増額しまして、9,100万円に変更させていただくものであります。

次の消防施設整備事業につきましては、限度額を240万円減額しまして、7億270万円に変更させていただくものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還方法については変更はございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、39ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。39ページは歳入、次の40、41ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。4段目の14款2項4目1節消防費補助金は、補正額264万9,000円の増額であります。説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、高規格救急自動車購入事業に対する補助金でありまして、補助基本額の増額に伴い補助金を増額補正するものであります。

その下の6目1節総務管理費補助金は、補正額を124万6,000円の増額であります。説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度に対応するためのコンピューターシステムの利用負担金に対する国庫補助金であります。

44ページ、45ページをお開きください。3段目の15款3項1目3節県議会選挙委託金は補正額365万4,000円の増額であります。説明欄の県議会議員選挙委託金につきましては、平成27年4月に執行が予定されている栃木県議会議員選挙に係る県からの委託金であります。

46ページ、47ページをお開きください。2段目の18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2億5,873万5,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

その下の7目1節ふるさと整備事業基金繰入金は、補正額1,271万7,000円の増額であります。説明欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、公共施設整備に関する財源として、都賀文化会館、都賀体育センターの施設整備に充てるため繰り入れするものであります。

次に、3段目の20款5項5目2節雑入は、補正額929万9,000円の増額であります。所管部分は、説明欄の1行目佐野地区広域消防組合の解散に伴う歳計剰余金精算金でありまして、当該組合については、解散に伴い本年3月末で打ち切り決算となりましたが、その後の4月以降の収入と支出について処理した結果剰余金が発生したため、佐野市と精算したものであります。

次に、4段目の21款市債であります。補正額は1億8,890万円の増額であります。

1項2目2節児童福祉費は、補正額1億7,800万円の増額であります。説明欄の合併特例事業債保育所施設整備事業につきましては、民間保育所整備補助金、認定こども園施設整備補助金及び藤岡地域統合保育園整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、4目1節道路橋りょう債は、補正額570万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債につきましては、市道〇345号線アンダーパス警報装置板設置事業に充てるため増額補正するものであります。

48ページ、49ページをお開きください。まちづくり事業債（道路）につきましては、市道Tの③278、279号線道路改良事業及びTの③188号線道路改良事業に関する起債対象事業費の減額に伴い、減額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額760万円の増額であります。説明欄のまちづくり事業債（公園）につきましては、つがの里公園整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、5目1節消防債は、補正額240万円の減額であります。説明欄の合併特例事業債、消防施設整備事業につきましては、高規格救急自動車購入事業に関する国庫補助金の増額に伴い減額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。50ページ、51ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額3,800万3,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、人事院勧告に準じて給料、各種手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動等により職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分と相殺した結果不用額が見込まれることから減額補正するものであります。

なお、以降説明欄に職員人件費が記載してありますが、同様の理由により増額、または減額するものですので、個々の説明は省略させていただきます。

次の職員人件費につきましては、人事院勧告に準じて議員の期末手当を引き上げることなどによる増額及び議員共済組合負担金の負担金率確定に伴い増額補正するものであります。

52ページ、53ページをお開きください。1目一般管理費は、補正額1億1,689万6,000円の減額であります。説明欄の特別職人件費につきましては、人事院勧告に準じて市長及び副市長の期末手当を増額する一方、共済費に不用額が見込まれることから、相殺した差額を減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額157万5,000円の増額であります。説明欄の広報事業費（栃木）につきましては、とち介のゆるキャラグランプリ参戦に伴い、印刷物が増加したことによるコピー機使用料であります。

次のマスコットキャラクター活用事業費につきましては、とち介の商標権登録に係る手数料であります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、紙代等の消耗品費及びコピー機使用料であります。

次に、3目財産管理費は、補正額653万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、佐野地区広域消防組合の解散に伴う歳計剰余金精算金の積み立てを行うため増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額ゼロ円であります。説明欄の大澤基金積立金につきましては、基金財産の貸し付け、売り払い等の収入から管理費用を引いて積み立てておりますが、次にご説明します遺贈財産管理費の増額補正に伴い、積立額を減額するものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、都内市有地について、底地買い受け希望者が当初見込みを上回ったため、鑑定手数料を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額608万円の増額であります。説明欄の総合政策課一般経常事務費につきましては、国への要望及び国との連携を求められる業務が増加したため、旅費を増額補正するものであります。

次の栃木市土地開発公社資金貸付金につきましては、オリン電社工場跡地に隣接する一般住宅の給水工事に伴う経費が必要になったため、貸付金を増額するものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額124万6,000円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、国が進めております社会保障・税番号制度に対応するため、コンピュータシステムを整備するものでありまして、一部の機能につきましては、地方公共団体システム機構が一括して施設を整備することになっており、その機器の利用負担金であります。

次に、13目諸費は、補正額1億9,108万9,000円の増額であります。所管部分は、下から2行目の市税過誤納金還付金（藤岡）でありまして、法人市民税の確定申告に伴い、予定納税分の還付金が当初見込みより増加したことにより償還金が不足するため増額補正するものであります。

続きまして、56ページ、57ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額213万6,000円の増額であります。説明欄の諸税賦課事務費（栃木）につきましては、岩舟町との合併記念事業の一環として、またとち介のゆるキャラグランプリ上位入賞を記念し、50cc、90cc、125cc以下のバイクと、ミニカー、農耕車等の5種類で、合計約5,650枚のオリジナルナンバープレートを作成するものであります。

続きまして、60ページ、61ページをお開きください。2款4項4目県議会議員選挙費は、補正額372万8,000円の増額であります。説明欄の臨時職員共済費につきましては、臨時職員賃金の増額に伴い社会保障料を増額するものであります。

次の県議会議員選挙費につきましては、投票率の向上を図るため、新たにショッピングセンターに期日前投票所を設置するための費用でありまして、選挙システム用LAN配線工事費及び選挙事務用パソコンとプリンターの購入費が主なものであります。

続きまして、62ページ、63ページをお開きください。2款5項2目期間統計調査費は、補正額ゼロ円でありまして、説明欄の農林業センサス事業費につきましては、臨時職員を任用するための賃金を計上し、また同額の消防品費を減額するものであります。

続きまして、94ページ、95ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額76万9,000円の増額であります。説明欄の消防本部庁舎施設維持費につきましては、別館庁舎の空調設備が老朽化により使用不能となったため改修するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額300万円の増額であります。説明欄の被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、自然災害等による住宅等の被害に対して復旧費補助金を交付し、被災者の早期の復旧、再建を図るものであります。2月の大雪、7月、8月の突風など自然災害が多数発生し、住宅等の被害件数が当初見込みを大きく上回ったため、増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福富善明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括して質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 歳入歳出にかかわりますけれども、61ページの県議会議員選挙費の件ですけれども、ショッピングセンターに投票所を設けるということなのですから、これは何カ所ぐらい予定される、また場所についておわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） これは、議員の皆様にもご説明、以前したと思うのですが、投票所を20カ所ほど減らします、この後。それなので、その代替措置ではありませんけれども、具体的に申しますと、栃木のイオンに本庁舎に以前建てたプレハブ、4連棟、あれと同規模の期日前投票所をつくらせていただきまして、買い物で投票をしていただくと。これにつきましては、国も推奨していきまして、東京とか横浜などではそういう大きなショッピングセンターに投票所を設けて投票率の向上を図っているということをやっております。本県ではまだやっていけませんので、これが県内初ということなのですが、これをまず試みにやらせていただきまして、もし状況がよければほかの地域にも広げていきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 1カ所ということでありまして、これは県のほうの予算が来ているわけですね。県の予算をいただいて栃木市が20カ所減らすから、そこにイオンに設置するということなのですから、それは栃木市独自の考え方に県が予算をつけたということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） これにつきましては、県のほうからも、県内初ということなので応援をするということでお伺いしております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、今後の選挙のその都度にそういった今回の効果を見て、成果

が上げれば設置していくということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 今回の様子を見ますけれども、できれば引き続きずっとやっていきたいと思っております。場合によっては、ほかの地域も検討していきたいと思えます。ただ、LANケーブルの工事が入っていますので、そういった設備がないところはちょっとできないものですから、その場所については、今後また検討させていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） イオンでやると比較的中心部ということなので、結構投票所はきっとあるかなと思うのです。今回減らされるのは、どうしても投票の人口が少ないところが減らされるので、そういうところへの工夫というのを今後していく必要があるのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 今回20カ所ほど減らさせていただきますが、その地域につきましては、今考えていますのは、ふれあいバスの無料運行、投票日だけは無料で運行させていただくというのを検討させていただいております。そういったことで、またほかにもいろんな方法があるかもしれませんので、そういうものは今後検討させていただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第119号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、本常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任をお願いします。

これもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様大変ご苦勞さまでございました。

（午後 零時 26分）